

【相馬地域の所有者不明農地の概要】

<p>当該農地の概要</p>	<p>農地所有者が死亡し、相続人3人（配偶者及び子2人）も死亡している。 この2筆の農地のうち、1筆は遊休農地化が進んでいる状態で、もう1筆は、今回借り受ける予定の耕作者が農作業受委託をしている農地で遊休農地化していない。 令和7年度に入ってから、この近隣の耕作者から借り受けする意向が示されたため、利用権の設定をすることとなった。</p>
<p>筆数及び面積</p>	<p>2筆、3,718㎡</p>

【農業委員会の取組内容、農業会議の支援内容】

- ・当該農地の1筆は遊休農地化が進んでいたが、もう1筆は、近隣の耕作者が農作業受委託をしていたこともあり遊休農地にはならなかったが、遊休農地化の懸念もあった。今回の利用権の設定で遊休農地も解消され、集積化も図られた。
- ・一番の懸念材料が探索業務（相続関係図の作成）だったが、公用で全部事項証明書と登記名義人の戸籍簿等を取得した結果、登記名義人に相続人がいないことが判明したので、スムーズに公示後の機構へ通知までできた。
- ・農業会議の支援としては、毎月進捗状況を把握し、いつでも相談に対応できるよう相談体制を整えている。

【簡潔な取り組み実績スケジュール】

<p>1. 相談→探索</p>	<p>約2か月（4月～5月）</p>
<p>2. 公示→機構へ通知</p>	<p>約3か月 （6月中旬～9月中旬）</p>
<p>3. 常設への意見聴取</p>	<p>約3か月 （9月下旬～12月下旬）</p>

<p>4. 知事裁定通知</p>	<p>約2週間（1月上旬）</p>
<p>5. 促進計画作成要請</p>	<p>約2か月 （1月上旬～3月上旬）</p>
<p>6. 公告</p>	<p>4月下旬予定</p>